

千葉市告示第61号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成29年6月23日付千葉市告示第509号及び平成30年11月7日付千葉市告示第841号で指定した、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の一部について指定を解除したので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により告示します。（指定番号 指-23）

令和3年2月2日

千葉市長 熊谷俊人

1 指定を解除する区域

指-23 形質変更時要届出区域の一部

千葉市美浜区新港69番の一部（別図1、2のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

- (1) 砒素及びその化合物
- (2) ふっ素及びその化合物

3 当該区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染状況調査の追完

(別図1)



(別図2)

